



# 東大阪市結核対策費補助金

## ☆結核対策費補助金とは？

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づき、私立学校及び施設の長が行う結核に係る定期健康診断について、政令の定めるところにより費用の一部を補助するものです。

## ☆結核対策費補助金の交付対象は？

東大阪市結核対策費補助金の交付対象となる健康診断

実施者	受診者	定期	回数
学校の長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年未満のものを除く）の学生、または生徒	入学した年度	1回
施設の長	社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に入所している者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度	1回

## ☆申請方法は？

東大阪市のホームページ

(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000010687.html>)

に、詳細な手続きの方法や様式を掲載していますので、ご覧ください。

HP

🔍 東大阪市 結核対策費補助金

検索



## ☆手続きの流れは？

【(3) 及び (4) は該当施設のみ】

- (1) 交付申請書の提出（毎年度10月末日締切）
- (2) 交付決定【申請書の審査後、交付決定通知書を送付します】
- (3) 変更承認申請書の提出（該当施設のみ提出）
  - (2) の交付決定後に交付額の変更など要綱第8条に該当する場合提出が必要です。
- (4) 変更交付決定【(3) の書類の審査後、変更交付決定通知書を送付します】
- (5) 実績報告書の提出
- (6) 交付確定【(5) の書類の審査後、交付確定通知書を送付します】
- (7) 請求書の提出
- (8) 補助金の受領【請求書記載の口座に振り込みます】

### ご注意ください！

申請は毎年度10月末（必着）が締め切りになります。

お問合せ先

東大阪市 保健所 感染症対策課

〒578-0941 東大阪市岩田町4丁目3番22-300号

電話：072(960)3805 FAX：072(960)3809